

第 7 号 議 案

令和 4 年 5 月 31 日
任 用 給 与 課

職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて

下記の事項について、適当と認め、協議・申請のとおり同意・承認する。

記

国際競技大会に選手等として参加する職員の仕事専念義務の免除及び給与の取扱いについて

国際競技大会に選手等として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて

(知事・教育委員会・議会・監査・選挙管理委員会・人事委員会・東京海区漁業調整委員会・警視庁・東京消防庁・交通局・水道局・下水道局)

国際競技大会に選手等として参加する職員の職務専念義務の免除について同意し、給与の減額の免除について承認する。

項目	内容
<p>1 職務専念義務の免除の基準</p>	<p>(1) 対象職員</p> <p>ア オリンピック・パラリンピックの日本代表選手である者</p> <p>イ オリンピックについては(公財)日本オリンピック委員会の、パラリンピックについては競技団体の強化指定選手である者</p> <p>ウ 国際競技大会に出場又は国民体育大会等全国大会で優勝相当の実績を有し、直近のオリンピック・パラリンピックにおいて日本代表選手となる可能性を有する者として競技団体から証明を受けた者</p> <p>エ ア、イ及びウに該当する者(パラリンピックに限る。)の指導を行う者又は競技時における行動を補助する者(以下「指導者等」という。)として競技団体から証明を受けた者</p> <p>オ アからエに準ずる者として、任命権者の認める者</p> <p>(2) 内容</p> <p>ア オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会に選手又は指導者等として参加する場合</p> <p>イ (公財)日本オリンピック委員会、(公財)日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会又は競技団体からの招集を受けて、オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会への参加に密接に関連する強化合宿、大会等に選手又は指導者等として参加する場合</p> <p>ウ オリンピック・パラリンピックに準ずる国際競技大会への参加など、ア及びイに準ずるものとして、任命権者の認める場合</p> <p>(3) 期間</p> <p>公務に支障のない範囲で、(2)に参加する場合の必要最小限度の日及び時間</p>

2 給与上の取扱い	<p>○ 1 (1) ア及びエに定める者が、同 (2) アにより職務専念義務が免除された日及び時間は、給与の減額を免除する。</p> <p>○ 1 (1) オに定める者が、同 (2) ウ (同 (2) アに準ずると認める場合に限る。) により職務専念義務が免除された日及び時間は、給与の減額を免除する。</p>
3 申請理由	<p>東京都は、東京 2020 大会のレガシーを発展させ、スポーツ気運の更なる向上やスポーツの裾野の拡大、パラスポーツの振興による共生社会の実現に取り組んでいる。今後、職員によるオリンピック・パラリンピックやそれに準ずる国際競技大会の参加、パラアスリートの指導・補助を積極的に支援することは、これらの東京都の施策に合致するものである。</p> <p>また、オリンピック・パラリンピックやそれに準ずる国際競技大会の代表選手に選出されて本大会、予選大会に出場するまでには、その過程で様々な国内外の強化合宿、大会等へ参加し、優秀な競技能力を実証したり、競技力を向上させることが必要であり、こうした活動に要する時間についても、一定の要件のもとに保障する必要がある。</p>
4 会計年度任用職員に関する取扱い	<p>職務専念義務 : 免除しない</p> <p>報酬減額 : 免除しない</p>
5 実施時期	<p>令和 4 年 6 月 1 日</p>

なお、交通局、水道局及び下水道局については、職務専念義務の免除のみについて同意する。

○参 考

【職員の職務に専念する義務の免除に関する規則 (抄)】

第二条 職員があらかじめ任命権者(その委任を受けた者を含む。以下同じ。)の承認を得て、職務に専念する義務を免除される場合は、次に掲げる場合とする。

1～6 (略)

7 その他特別の事由のある場合

第三条 任命権者が前条第七号の規定により職員の職務に専念する義務を免除しようとするときは、あらかじめ人事委員会の意見を聴かなければならない。

【任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準 (抄)】

第二条 任命権者は職員が職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例に規定する正規の勤務時間に勤務しない場合において、勤務しないことにつき給与の減額の免除を申請したときは別表に定める基準に従い、これを承認することができる。

別表 1～13 (略)

14 前各号のほか、あらかじめ人事委員会の承認を経て任命権者が定めた事項

東京都人事委員会 殿

東京都知事
小 池 百 合 子
(公 印 省 略)

国際競技大会に選手等として参加する職員の職務専念義務の免除及び
給与の取扱いについて（協議・申請）

このことについて、下記のとおり、「職員の職務に専念する義務の免除に関する規則」（昭和27年東京都人事委員会規則第1号）第2条第7号に基づいて、職員の職務に専念する義務を免除することとしたいので、同規則第3条の規定に基づき、意見を求めます。

また、給与の減額の免除について、「任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準」（昭和27年東京都人事委員会規則第3号）第2条別表第14項の承認を得たく、申請します。

記

1 職務専念義務の免除の基準

(1) 対象職員

- ア オリンピック・パラリンピックの日本代表選手である者
 - イ オリンピックについては公益財団法人日本オリンピック委員会の、パラリンピックについては競技団体の強化指定選手である者
 - ウ 国際競技大会に出場又は国民体育大会等全国大会で優勝相当の実績を有し、直近のオリンピック・パラリンピックにおいて日本代表選手となる可能性を有する者として競技団体から証明を受けた者
 - エ ア、イ及びウに該当する者（パラリンピックに限る。）の指導を行う者又は競技時における行動を補助する者（以下「指導者等」という。）として競技団体から証明を受けた者
 - オ アからエに準ずる者として、任命権者の認める者
- ※ 会計年度任用職員は、対象職員から除く。

(2) 内容

- ア オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会に選手又は指導者等として参加する場合
- イ 公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会又は競技団体からの招集を受けて、オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会への参加に密接に関連する強化合宿、大会等に選手又は指導者等として参加する場合
- ウ オリンピック・パラリンピックに準ずる国際競技大会への参加など、ア及びイに準ずるものとして、任命権者の認める場合

(3) 期間

公務に支障のない範囲で、1 (2) ア、イ及びウに参加する場合の必要最小限度の日及び時間

2 給与上の取扱い

- (1) 1 (1) ア及びエに定める者が、同 (2) アにより職務専念義務が免除された日及び時間は、給与の減額を免除する。
- (2) 1 (1) オに定める者が、同 (2) ウ (同 (2) アに準ずると認める場合に限る。) により職務専念義務が免除された日及び時間は、給与の減額を免除する。

3 申請理由

東京都は、東京2020大会のレガシーを発展させ、スポーツ気運の更なる向上やスポーツの裾野の拡大、パラスポーツの振興による共生社会の実現に取り組んでいる。今後、職員によるオリンピック・パラリンピックやそれに準ずる国際競技大会の参加、パラアスリートの指導・補助を積極的に支援することは、これらの東京都の施策に合致するものである。

また、オリンピック・パラリンピックやそれに準ずる国際競技大会の代表選手に選出されて本大会、予選大会に出場するまでには、その過程で様々な国内外の強化合宿、大会等へ参加し、優秀な競技能力を実証したり、競技力を向上させることが必要であり、こうした活動に要する時間についても、一定の要件のもとに保障する必要がある。

4 会計年度任用職員に関する取扱い

会計年度任用職員については、その勤務形態等に鑑み、常勤職員とは異なる取扱いをする必要があることから、以下のとおりとする。また、「会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」(平成27年3月24日付26人委任第175号同意・承認)を別紙のとおり改正する。

- (1) 職務専念義務 免除しない
- (2) 報酬減額 免除しない

5 実施時期

令和4年6月1日

「会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」（平成27年3月24日付26人委任第175号同意・承認）の一部を下記のとおり改正する。

記

改正案					現行				
会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について					会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について				
1 から 4 まで （現行のとおり）					1 から 4 まで （略）				
5 改正年月日 令和4年6月1日（当初申請「平成27年4月1日」）					5 改正年月日 令和3年4月1日（当初申請「平成27年4月1日」）				
【別表】					【別表】				
項番	承認 番号等	項目	職務専念 義務	報酬減額	項番	承認 番号等	項目	職務専念 義務	報酬減額
1 から 17 まで （現行のとおり）					1 から 17 まで （略）				
18	4人委 任第〇 号	国際競技大会に選手等として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて	免除しない	免除しない					

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会
(公印省略)

国際競技大会に選手等として参加する職員の職務専念義務の免除及び
給与の取扱いについて（協議・申請）

このことについて、下記のとおり、「職員の職務に専念する義務の免除に関する規則」（昭和27年東京都人事委員会規則第1号）第2条第7号に基づいて、職員の職務に専念する義務を免除することとしたいので、同規則第3条の規定に基づき、意見を求めます。

また、給与の減額の免除について、「任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準」（昭和27年東京都人事委員会規則第3号）第2条別表第14項及び「学校職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則」（昭和31年東京都教育委員会規則第23号）第2条別表第15号の承認を得たく、申請します。

記

1 職務専念義務の免除の基準

(1) 対象職員

- ア オリンピック・パラリンピックの日本代表選手である者
 - イ オリンピックについては公益財団法人日本オリンピック委員会の、パラリンピックについては競技団体の強化指定選手である者
 - ウ 国際競技大会に出場又は国民体育大会等全国大会で優勝相当の実績を有し、直近のオリンピック・パラリンピックにおいて日本代表選手となる可能性を有する者として競技団体から証明を受けた者
 - エ ア、イ及びウに該当する者（パラリンピックに限る。）の指導を行う者又は競技時における行動を補助する者（以下「指導者等」という。）として競技団体から証明を受けた者
 - オ アからエに準ずる者として、任命権者の認める者
- ※ 会計年度任用職員は、対象職員から除く。

(2) 内容

- ア オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会に選手又は指導者等として参加する場合
- イ 公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会又は競技団体からの招集を受けて、オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会への参加に密接に関連する強化合宿、大会等に選手又は指導者等として参加する場合
- ウ オリンピック・パラリンピックに準ずる国際競技大会への参加など、ア及びイに準ずるものとして、任命権者の認める場合

(3) 期間

公務に支障のない範囲で、1 (2) ア、イ及びウに参加する場合の必要最小限度の日及び時間

2 給与上の取扱い

- (1) 1 (1) ア及びエに定める者が、同 (2) アにより職務専念義務が免除された日及び時間は、給与の減額を免除する。
- (2) 1 (1) オに定める者が、同 (2) ウ (同 (2) アに準ずると認める場合に限る。) により職務専念義務が免除された日及び時間は、給与の減額を免除する。

3 申請理由

東京都は、東京2020大会のレガシーを発展させ、スポーツ気運の更なる向上やスポーツの裾野の拡大、パラスポーツの振興による共生社会の実現に取り組んでいる。今後、職員によるオリンピック・パラリンピックやそれに準ずる国際競技大会の参加、パラアスリートの指導・補助を積極的に支援することは、これらの東京都の施策に合致するものである。

また、オリンピック・パラリンピックやそれに準ずる国際競技大会の代表選手に選出されて本大会、予選大会に出場するまでには、その過程で様々な国内外の強化合宿、大会等へ参加し、優秀な競技能力を実証したり、競技力を向上させることが必要であり、こうした活動に要する時間についても、一定の要件のもとに保障する必要がある。

4 会計年度任用職員に関する取扱い

会計年度任用職員については、その勤務形態等に鑑み、常勤職員とは異なる取扱いをする必要があることから、以下のとおりとする。また、「会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」(平成27年3月24日付26人委任第175号同意・承認)を別紙1のとおり改正し、「時間講師及び日勤講師

の職務専念義務の免除及び報酬の減額免除について」(平成27年3月24日付26人
委任第175号同意・承認)を別紙2のとおり改正する。

- (1) 職務専念義務 免除しない
- (2) 報酬減額 免除しない

5 実施時期

令和4年6月1日

「会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」（平成27年3月24日付26人委任第175号同意・承認）の一部を下記のとおり改正する。

記

改 正 案					現 行				
会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について					会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について				
1 から 4 まで （現行のとおり）					1 から 4 まで （略）				
5 改正年月日 令和4年6月1日（当初申請 「平成27年4月1日」）					5 改正年月日 令和3年4月1日（当初申請 「平成27年4月1日」）				
【別表】					【別表】				
項番	承認 番号等	項目	職務専念 義務	報酬減額	項番	承認 番号等	項目	職務専念 義務	報酬減額
1 から 19 まで （現行のとおり）					1 から 19 まで （略）				
20	4人委 任第〇 号	国際競技大会に選手等として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて	免除しない	免除しない					

「時間講師及び日勤講師の職務専念義務の免除及び報酬の減額免除について」（平成27年3月24日付26人委任第175号同意・承認）の一部を下記のとおり改正する。

記

改正案					現行				
時間講師及び日勤講師の職務専念義務の免除及び報酬の減額免除について					時間講師及び日勤講師の職務専念義務の免除及び報酬の減額免除について				
1 から 4 まで （現行のとおり）					1 から 4 まで （略）				
5 改正年月日 令和4年6月1日（当初申請「平成27年4月1日」）					5 改正年月日 令和3年4月1日（当初申請「平成27年4月1日」）				
【別表】					【別表】				
項番	承認 番号等	項目	職務専念 義務	報酬減額	項番	承認 番号等	項目	職務専念 義務	報酬減額
1 から 19 まで （現行のとおり）					1 から 19 まで （略）				
20	4人委任第〇号	国際競技大会に選手等として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて	免除しない	免除しない					

東京都人事委員会 殿

東京都議会議長
三 宅 し げ き
(公 印 省 略)

国際競技大会に選手等として参加する職員の職務専念義務の免除及び
給与の取扱いについて（協議・申請）

このことについて、下記のとおり、「職員の職務に専念する義務の免除に関する
規則」（昭和27年東京都人事委員会規則第1号）第2条第7号に基づいて、職員の
職務に専念する義務を免除することとしたいので、同規則第3条の規定に基づき、
意見を求めます。

また、給与の減額の免除について、「任命権者が職員の給与の減額を免除するこ
とのできる場合の基準」（昭和27年東京都人事委員会規則第3号）第2条別表第14
項の承認を得たく、申請します。

記

1 職務専念義務の免除の基準

(1) 対象職員

- ア オリンピック・パラリンピックの日本代表選手である者
 - イ オリンピックについては公益財団法人日本オリンピック委員会の、パラリ
ンピックについては競技団体の強化指定選手である者
 - ウ 国際競技大会に出場又は国民体育大会等全国大会で優勝相当の実績を有し、
直近のオリンピック・パラリンピックにおいて日本代表選手となる可能性を
有する者として競技団体から証明を受けた者
 - エ ア、イ及びウに該当する者（パラリンピックに限る。）の指導を行う者又
は競技時における行動を補助する者（以下「指導者等」という。）として競
技団体から証明を受けた者
 - オ アからエに準ずる者として、任命権者の認める者
- ※ 会計年度任用職員は、対象職員から除く。

(2) 内容

- ア オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会に選手又は指導者等として参加する場合
- イ 公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会又は競技団体からの招集を受けて、オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会への参加に密接に関連する強化合宿、大会等に選手又は指導者等として参加する場合
- ウ オリンピック・パラリンピックに準ずる国際競技大会への参加など、ア及びイに準ずるものとして、任命権者の認める場合

(3) 期間

公務に支障のない範囲で、1 (2) ア、イ及びウに参加する場合の必要最小限度の日及び時間

2 給与上の取扱い

- (1) 1 (1) ア及びエに定める者が、同 (2) アにより職務専念義務が免除された日及び時間は、給与の減額を免除する。
- (2) 1 (1) オに定める者が、同 (2) ウ (同 (2) アに準ずると認める場合に限る。) により職務専念義務が免除された日及び時間は、給与の減額を免除する。

3 申請理由

東京都は、東京2020大会のレガシーを発展させ、スポーツ気運の更なる向上やスポーツの裾野の拡大、パラスポーツの振興による共生社会の実現に取り組んでいる。今後、職員によるオリンピック・パラリンピックやそれに準ずる国際競技大会の参加、パラアスリートの指導・補助を積極的に支援することは、これらの東京都の施策に合致するものである。

また、オリンピック・パラリンピックやそれに準ずる国際競技大会の代表選手に選出されて本大会、予選大会に出場するまでには、その過程で様々な国内外の強化合宿、大会等へ参加し、優秀な競技能力を実証したり、競技力を向上させることが必要であり、こうした活動に要する時間についても、一定の要件のもとに保障する必要がある。

4 会計年度任用職員に関する取扱い

会計年度任用職員については、その勤務形態等に鑑み、常勤職員とは異なる取扱いをする必要があることから、以下のとおりとする。また、「会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」(平成27年3月24日付26人委任第175号同意・承認)を別紙のとおり改正する。

- (1) 職務専念義務 免除しない
- (2) 報酬減額 免除しない

5 実施時期

令和4年6月1日

「会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」（平成27年3月24日付26人委任第175号同意・承認）の一部を下記のとおり改正する。

記

改正案					現行				
会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について					会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について				
1 から 4 まで （現行のとおり）					1 から 4 まで （略）				
5 改正年月日 令和4年6月1日（当初申請 「平成27年4月1日」）					5 改正年月日 令和3年4月1日（当初申請 「平成27年4月1日」）				
【別表】					【別表】				
項番	承認 番号等	項目	職務専念 義務	報酬減額	項番	承認 番号等	項目	職務専念 義務	報酬減額
1 から 13 まで （現行のとおり）					1 から 13 まで （略）				
14	4人委任第〇号	国際競技大会に選手等として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて	免除しない	免除しない					

東京都人事委員会 殿

東京都代表監査委員
茂 垣 之 雄
(公印省略)

国際競技大会に選手等として参加する職員の職務専念義務の免除及び
給与の取扱いについて（協議・申請）

このことについて、下記のとおり、「職員の職務に専念する義務の免除に関する規則」（昭和27年東京都人事委員会規則第1号）第2条第7号に基づいて、職員の職務に専念する義務を免除することとしたいので、同規則第3条の規定に基づき、意見を求めます。

また、給与の減額の免除について、「任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準」（昭和27年東京都人事委員会規則第3号）第2条別表第14項の承認を得たく、申請します。

記

1 職務専念義務の免除の基準

(1) 対象職員

- ア オリンピック・パラリンピックの日本代表選手である者
 - イ オリンピックについては公益財団法人日本オリンピック委員会の、パラリンピックについては競技団体の強化指定選手である者
 - ウ 国際競技大会に出場又は国民体育大会等全国大会で優勝相当の実績を有し、直近のオリンピック・パラリンピックにおいて日本代表選手となる可能性を有する者として競技団体から証明を受けた者
 - エ ア、イ及びウに該当する者（パラリンピックに限る。）の指導を行う者又は競技時における行動を補助する者（以下「指導者等」という。）として競技団体から証明を受けた者
 - オ アからエに準ずる者として、任命権者の認める者
- ※ 会計年度任用職員は、対象職員から除く。

(2) 内容

- ア オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会に選手又は指導者等として参加する場合
- イ 公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会又は競技団体からの招集を受けて、オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会への参加に密接に関連する強化合宿、大会等に選手又は指導者等として参加する場合
- ウ オリンピック・パラリンピックに準ずる国際競技大会への参加など、ア及びイに準ずるものとして、任命権者の認める場合

(3) 期間

公務に支障のない範囲で、1 (2) ア、イ及びウに参加する場合の必要最小限度の日及び時間

2 給与上の取扱い

- (1) 1 (1) ア及びエに定める者が、同 (2) アにより職務専念義務が免除された日及び時間は、給与の減額を免除する。
- (2) 1 (1) オに定める者が、同 (2) ウ (同 (2) アに準ずると認める場合に限る。) により職務専念義務が免除された日及び時間は、給与の減額を免除する。

3 申請理由

東京都は、東京2020大会のレガシーを発展させ、スポーツ気運の更なる向上やスポーツの裾野の拡大、パラスポーツの振興による共生社会の実現に取り組んでいる。今後、職員によるオリンピック・パラリンピックやそれに準ずる国際競技大会の参加、パラアスリートの指導・補助を積極的に支援することは、これらの東京都の施策に合致するものである。

また、オリンピック・パラリンピックやそれに準ずる国際競技大会の代表選手に選出されて本大会、予選大会に出場するまでには、その過程で様々な国内外の強化合宿、大会等へ参加し、優秀な競技能力を実証したり、競技力を向上させることが必要であり、こうした活動に要する時間についても、一定の要件のもとに保障する必要がある。

4 会計年度任用職員に関する取扱い

会計年度任用職員については、その勤務形態等に鑑み、常勤職員とは異なる取扱いをする必要があることから、以下のとおりとする。また、「会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」(平成27年3月24日付26人委任第175号同意・承認)を別紙のとおり改正する。

- (1) 職務専念義務 免除しない
- (2) 報酬減額 免除しない

5 実施時期

令和4年6月1日

「会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」（平成27年3月24日付26人委任第175号同意・承認）の一部を下記のとおり改正する。

記

改 正 案					現 行				
会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について					会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について				
1 から 4 まで （現行のとおり）					1 から 4 まで （略）				
5 改正年月日 令和4年6月1日（当初申請 「平成27年4月1日」）					5 改正年月日 令和3年4月1日（当初申請 「平成27年4月1日」）				
【別表】					【別表】				
項番	承認 番号等	項目	職務専念 義務	報酬減額	項番	承認 番号等	項目	職務専念 義務	報酬減額
1 から12まで （現行のとおり）					1 から12まで （略）				
13	4人委 任第〇 号	国際競技大会に選手等として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて	免除しない	免除しない					

東京都人事委員会 殿

東京都選挙管理委員会
委員長 澤 野 正 明
(公印省略)

国際競技大会に選手等として参加する職員の職務専念義務の免除及び
給与の取扱いについて（協議・申請）

このことについて、下記のとおり、「職員の職務に専念する義務の免除に関する規則」（昭和27年東京都人事委員会規則第1号）第2条第7号に基づいて、職員の職務に専念する義務を免除することとしたいので、同規則第3条の規定に基づき、意見を求めます。

また、給与の減額の免除について、「任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準」（昭和27年東京都人事委員会規則第3号）第2条別表第14項の承認を得たく、申請します。

記

1 職務専念義務の免除の基準

(1) 対象職員

- ア オリンピック・パラリンピックの日本代表選手である者
- イ オリンピックについては公益財団法人日本オリンピック委員会の、パラリンピックについては競技団体の強化指定選手である者
- ウ 国際競技大会に出場又は国民体育大会等全国大会で優勝相当の実績を有し、直近のオリンピック・パラリンピックにおいて日本代表選手となる可能性を有する者として競技団体から証明を受けた者
- エ ア、イ及びウに該当する者（パラリンピックに限る。）の指導を行う者又は競技時における行動を補助する者（以下「指導者等」という。）として競技団体から証明を受けた者
- オ アからエに準ずる者として、任命権者の認める者

※ 会計年度任用職員は、対象職員から除く。

(2) 内容

- ア オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会に選手又は指導者等として参加する場合
- イ 公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会又は競技団体からの招集を受けて、オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会への参加に密接に関連する強化合宿、大会等に選手又は指導者等として参加する場合
- ウ オリンピック・パラリンピックに準ずる国際競技大会への参加など、ア及びイに準ずるものとして、任命権者の認める場合

(3) 期間

公務に支障のない範囲で、1 (2) ア、イ及びウに参加する場合の必要最小限度の日及び時間

2 給与上の取扱い

- (1) 1 (1) ア及びエに定める者が、同 (2) アにより職務専念義務が免除された日及び時間は、給与の減額を免除する。
- (2) 1 (1) オに定める者が、同 (2) ウ (同 (2) アに準ずると認める場合に限る。) により職務専念義務が免除された日及び時間は、給与の減額を免除する。

3 申請理由

東京都は、東京2020大会のレガシーを発展させ、スポーツ気運の更なる向上やスポーツの裾野の拡大、パラスポーツの振興による共生社会の実現に取り組んでいる。今後、職員によるオリンピック・パラリンピックやそれに準ずる国際競技大会の参加、パラアスリートの指導・補助を積極的に支援することは、これらの東京都の施策に合致するものである。

また、オリンピック・パラリンピックやそれに準ずる国際競技大会の代表選手に選出されて本大会、予選大会に出場するまでには、その過程で様々な国内外の強化合宿、大会等へ参加し、優秀な競技能力を実証したり、競技力を向上させることが必要であり、こうした活動に要する時間についても、一定の要件のもとに保障する必要がある。

4 会計年度任用職員に関する取扱い

会計年度任用職員については、その勤務形態等に鑑み、常勤職員とは異なる取扱いをする必要があることから、以下のとおりとする。また、「会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」(平成27年3月24日付26人委任第175号同意・承認)を別紙のとおり改正する。

- (1) 職務専念義務 免除しない
- (2) 報酬減額 免除しない

5 実施時期

令和4年6月1日

「会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」（平成27年3月24日付26人委任第175号同意・承認）の一部を下記のとおり改正する。

記

改正案					現行				
会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について					会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について				
1 から 4 まで （現行のとおり）					1 から 4 まで （略）				
5 改正年月日 令和4年6月1日（当初申請 「平成27年4月1日」）					5 改正年月日 令和3年4月1日（当初申請 「平成27年4月1日」）				
【別表】					【別表】				
項番	承認 番号等	項目	職務専念 義務	報酬減額	項番	承認 番号等	項目	職務専念 義務	報酬減額
1 から12まで （現行のとおり）					1 から12まで （略）				
13	4人委任第〇号	国際競技大会に選手等として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて	免除しない	免除しない					

東京都人事委員会 殿

東京都人事委員会
委員長 青山 侑
(公印省略)

国際競技大会に選手等として参加する職員の職務専念義務の免除及び
給与の取扱いについて（協議・申請）

このことについて、下記のとおり、「職員の職務に専念する義務の免除に関する規則」（昭和27年東京都人事委員会規則第1号）第2条第7号に基づいて、職員の職務に専念する義務を免除することとしたいので、同規則第3条の規定に基づき、意見を求めます。

また、給与の減額の免除について、「任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準」（昭和27年東京都人事委員会規則第3号）第2条別表第14項の承認を得たく、申請します。

記

1 職務専念義務の免除の基準

(1) 対象職員

- ア オリンピック・パラリンピックの日本代表選手である者
 - イ オリンピックについては公益財団法人日本オリンピック委員会の、パラリンピックについては競技団体の強化指定選手である者
 - ウ 国際競技大会に出場又は国民体育大会等全国大会で優勝相当の実績を有し、直近のオリンピック・パラリンピックにおいて日本代表選手となる可能性を有する者として競技団体から証明を受けた者
 - エ ア、イ及びウに該当する者（パラリンピックに限る。）の指導を行う者又は競技時における行動を補助する者（以下「指導者等」という。）として競技団体から証明を受けた者
 - オ アからエに準ずる者として、任命権者の認める者
- ※ 会計年度任用職員は、対象職員から除く。

(2) 内容

- ア オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会に選手又は指導者等として参加する場合
- イ 公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会又は競技団体からの招集を受けて、オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会への参加に密接に関連する強化合宿、大会等に選手又は指導者等として参加する場合
- ウ オリンピック・パラリンピックに準ずる国際競技大会への参加など、ア及びイに準ずるものとして、任命権者の認める場合

(3) 期間

公務に支障のない範囲で、1 (2) ア、イ及びウに参加する場合の必要最小限度の日及び時間

2 給与上の取扱い

- (1) 1 (1) ア及びエに定める者が、同 (2) アにより職務専念義務が免除された日及び時間は、給与の減額を免除する。
- (2) 1 (1) オに定める者が、同 (2) ウ (同 (2) アに準ずると認める場合に限る。) により職務専念義務が免除された日及び時間は、給与の減額を免除する。

3 申請理由

東京都は、東京2020大会のレガシーを発展させ、スポーツ気運の更なる向上やスポーツの裾野の拡大、パラスポーツの振興による共生社会の実現に取り組んでいる。今後、職員によるオリンピック・パラリンピックやそれに準ずる国際競技大会の参加、パラアスリートの指導・補助を積極的に支援することは、これらの東京都の施策に合致するものである。

また、オリンピック・パラリンピックやそれに準ずる国際競技大会の代表選手に選出されて本大会、予選大会に出場するまでには、その過程で様々な国内外の強化合宿、大会等へ参加し、優秀な競技能力を実証したり、競技力を向上させることが必要であり、こうした活動に要する時間についても、一定の要件のもとに保障する必要がある。

4 会計年度任用職員に関する取扱い

会計年度任用職員については、その勤務形態等に鑑み、常勤職員とは異なる取扱いをする必要があることから、以下のとおりとする。また、「会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」(平成27年3月24日付26人委任第175号同意・承認)を別紙のとおり改正する。

- (1) 職務専念義務 免除しない
- (2) 報酬減額 免除しない

5 実施時期

令和4年6月1日

「会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」（平成27年3月24日付26人委任第175号同意・承認）の一部を下記のとおり改正する。

記

改 正 案					現 行				
会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について					会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について				
1 から 4 まで （現行のとおり）					1 から 4 まで （略）				
5 改正年月日 令和4年6月1日（当初申請 「平成27年4月1日」）					5 改正年月日 令和3年4月1日（当初申請 「平成27年4月1日」）				
【別表】					【別表】				
項番	承認 番号等	項目	職務専念 義務	報酬減額	項番	承認 番号等	項目	職務専念 義務	報酬減額
1 から12まで （現行のとおり）					1 から12まで （略）				
13	4人委 任第〇 号	国際競技大会に選手等として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて	免除しない	免除しない					

東京都人事委員会 殿

東京海区漁業調整委員会
会長 有元 貴文
(公印省略)

国際競技大会に選手等として参加する職員の職務専念義務の免除及び
給与の取扱いについて（協議・申請）

このことについて、下記のとおり、「職員の職務に専念する義務の免除に関する規則」（昭和27年東京都人事委員会規則第1号）第2条第7号に基づいて、職員の職務に専念する義務を免除することとしたいので、同規則第3条の規定に基づき、意見を求めます。

また、給与の減額の免除について、「任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準」（昭和27年東京都人事委員会規則第3号）第2条別表第14項の承認を得たく、申請します。

記

1 職務専念義務の免除の基準

(1) 対象職員

- ア オリンピック・パラリンピックの日本代表選手である者
- イ オリンピックについては公益財団法人日本オリンピック委員会の、パラリンピックについては競技団体の強化指定選手である者
- ウ 国際競技大会に出場又は国民体育大会等全国大会で優勝相当の実績を有し、直近のオリンピック・パラリンピックにおいて日本代表選手となる可能性を有する者として競技団体から証明を受けた者
- エ ア、イ及びウに該当する者（パラリンピックに限る。）の指導を行う者又は競技時における行動を補助する者（以下「指導者等」という。）として競技団体から証明を受けた者
- オ アからエに準ずる者として、任命権者の認める者

(2) 内容

- ア オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会に選手又は指導者等として参加する場合
- イ 公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会又は競技団体からの招集を受けて、オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会への参加に密接に関連する強化合宿、大会等に選手又は指導者等として参加する場合
- ウ オリンピック・パラリンピックに準ずる国際競技大会への参加など、ア及びイに準ずるものとして、任命権者の認める場合

(3) 期間

公務に支障のない範囲で、1 (2) ア、イ及びウに参加する場合の必要最小限度の日及び時間

2 給与上の取扱い

- (1) 1 (1) ア及びエに定める者が、同 (2) アにより職務専念義務が免除された日及び時間は、給与の減額を免除する。
- (2) 1 (1) オに定める者が、同 (2) ウ (同 (2) アに準ずると認める場合に限る。) により職務専念義務が免除された日及び時間は、給与の減額を免除する。

3 申請理由

東京都は、東京2020大会のレガシーを発展させ、スポーツ気運の更なる向上やスポーツの裾野の拡大、パラスポーツの振興による共生社会の実現に取り組んでいる。今後、職員によるオリンピック・パラリンピックやそれに準ずる国際競技大会の参加、パラアスリートの指導・補助を積極的に支援することは、これらの東京都の施策に合致するものである。

また、オリンピック・パラリンピックやそれに準ずる国際競技大会の代表選手に選出されて本大会、予選大会に出場するまでには、その過程で様々な国内外の強化合宿、大会等へ参加し、優秀な競技能力を実証したり、競技力を向上させることが必要であり、こうした活動に要する時間についても、一定の要件のもとに保障する必要がある。

4 実施時期

令和4年6月1日

監. 警. 人1. 監第2698号
令和4年5月26日

東京都人事委員会 殿

警 視 総 監
大 石 吉 彦
(公 印 省 略)

国際競技大会に選手等として参加する職員の職務専念義務の免除及び
給与の取扱いについて（協議・申請）

このことについて、下記のとおり、「職員の職務に専念する義務の免除に関する規則」（昭和27年東京都人事委員会規則第1号）第2条第7号に基づいて、職員の職務に専念する義務を免除することとしたいので、同規則第3条の規定に基づき、意見を求めます。

また、給与の減額の免除について、「任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準」（昭和27年東京都人事委員会規則第3号）第2条別表第14項の承認を得たく、申請します。

記

1 職務専念義務の免除の基準

(1) 対象職員

- ア オリンピック・パラリンピックの日本代表選手である者
 - イ オリンピックについては公益財団法人日本オリンピック委員会の、パラリンピックについては競技団体の強化指定選手である者
 - ウ 国際競技大会に出場又は国民体育大会等全国大会で優勝相当の実績を有し、直近のオリンピック・パラリンピックにおいて日本代表選手となる可能性を有する者として競技団体から証明を受けた者
 - エ ア、イ及びウに該当する者（パラリンピックに限る。）の指導を行う者又は競技時における行動を補助する者（以下「指導者等」という。）として競技団体から証明を受けた者
 - オ アからエに準ずる者として、任命権者の認める者
- ※ 会計年度任用職員は、対象職員から除く。

(2) 内容

- ア オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会に選手又は指導者等として参加する場合
- イ 公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会又は競技団体からの招集を受けて、オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会への参加に密接に関連する強化合宿、大会等に選手又は指導者等として参加する場合
- ウ オリンピック・パラリンピックに準ずる国際競技大会への参加など、ア及びイに準ずるものとして、任命権者の認める場合

(3) 期間

公務に支障のない範囲で、1 (2) ア、イ及びウに参加する場合の必要最小限度の日及び時間

2 給与上の取扱い

- (1) 1 (1) ア及びエに定める者が、同 (2) アにより職務専念義務が免除された日及び時間は、給与の減額を免除する。
- (2) 1 (1) オに定める者が、同 (2) ウ (同 (2) アに準ずると認める場合に限る。) により職務専念義務が免除された日及び時間は、給与の減額を免除する。

3 申請理由

東京都は、東京2020大会のレガシーを発展させ、スポーツ気運の更なる向上やスポーツの裾野の拡大、パラスポーツの振興による共生社会の実現に取り組んでいる。今後、職員によるオリンピック・パラリンピックやそれに準ずる国際競技大会の参加、パラアスリートの指導・補助を積極的に支援することは、これらの東京都の施策に合致するものである。

また、オリンピック・パラリンピックやそれに準ずる国際競技大会の代表選手に選出されて本大会、予選大会に出場するまでには、その過程で様々な国内外の強化合宿、大会等へ参加し、優秀な競技能力を実証したり、競技力を向上させることが必要であり、こうした活動に要する時間についても、一定の要件のもとに保障する必要がある。

4 会計年度任用職員に関する取扱い

会計年度任用職員については、その勤務形態等に鑑み、常勤職員とは異なる取扱いをする必要があることから、以下のとおりとする。また、「会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」(平成27年3月24日付26人委任第175号同意・承認)を別紙のとおり改正する。

- (1) 職務専念義務 免除しない
- (2) 報酬減額 免除しない

5 実施時期

令和4年6月1日

「会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」（平成27年3月24日付26人委任第175号同意・承認）の一部を下記のとおり改正する。

記

改正案					現行				
会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について					会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について				
1 から 4 まで （現行のとおり）					1 から 4 まで （略）				
5 改正年月日 令和4年6月1日（当初申請「平成27年4月1日」）					5 改正年月日 令和3年4月1日（当初申請「平成27年4月1日」）				
【別表】					【別表】				
項番	承認 番号等	項目	職務専念 義務	報酬減額	項番	承認 番号等	項目	職務専念 義務	報酬減額
1 から 5 まで （現行のとおり）					1 から 5 まで （略）				
6	4人委任第〇号	国際競技大会に選手等として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて	免除しない	免除しない					

4 人 職 第 2 1 5 号
令和 4 年 5 月 2 6 日

東京都人事委員会 殿

東京消防庁
消防総監 清水洋文
(公 印 省 略)

国際競技大会に選手等として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて（協議・申請）

このことについて、下記のとおり、「職員の職務に専念する義務の免除に関する規則」（昭和 27 年東京都人事委員会規則第 1 号）第 2 条第 7 号に基づいて、職員の職務に専念する義務を免除することとしたいので、同規則第 3 条の規定に基づき、意見を求めます。

また、給与の減額の免除について、「任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準」（昭和 27 年東京都人事委員会規則第 3 号）第 2 条別表第 1 4 項の承認を得たく、申請します。

記

1 職務専念義務の免除の基準

(1) 対象職員

- ア オリンピック・パラリンピックの日本代表選手である者
- イ オリンピックについては公益財団法人日本オリンピック委員会の、パラリンピックについては競技団体の強化指定選手である者
- ウ 国際競技大会に出場又は国民体育大会等全国大会で優勝相当の実績を有し、直近のオリンピック・パラリンピックにおいて日本代表選手となる可能性を有する者として競技団体から証明を受けた者
- エ ア、イ及びウに該当する者（パラリンピックに限る。）の指導を行う者又は競技時における行動を補助する者（以下「指導者等」という。）として競技団体から証明を受けた者
- オ アからエに準ずる者として、任命権者の認める者

※ 会計年度任用職員は、対象職員から除く。

(2) 内容

ア オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会に選手又は指導者等として参加する場合

イ 公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会又は競技団体からの招集を受けて、オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会への参加に密接に関連する強化合宿、大会等に選手又は指導者等として参加する場合

ウ オリンピック・パラリンピックに準ずる国際競技大会への参加など、ア及びイに準ずるものとして、任命権者の認める場合

(3) 期間

公務に支障のない範囲で、1、(2)、ア、イ及びウに参加する場合の必要最小限度の日及び時間

2 給与上の取扱い

(1) 1、(1)、ア及びエに定める者が、同(2)、アにより職務専念義務が免除された日及び時間は、給与の減額を免除する。

(2) 1、(1)、オに定める者が、同(2)、ウ（同(2)、アに準ずると認める場合に限る。）により職務専念義務が免除された日及び時間は、給与の減額を免除する。

3 申請理由

東京都は、東京2020大会のレガシーを発展させ、スポーツ気運の更なる向上やスポーツの裾野の拡大、パラスポーツの振興による共生社会の実現に取り組んでいる。今後、職員によるオリンピック・パラリンピックやそれに準ずる国際競技大会の参加、パラアスリートの指導・補助を積極的に支援することは、これらの東京都の施策に合致するものである。

また、オリンピック・パラリンピックやそれに準ずる国際競技大会の代表選手に選出されて本大会、予選大会に出場するまでには、その過程で様々な国内外の強化合宿、大会等へ参加し、優秀な競技能力を実証したり、競技力を向上させることが必要であり、こうした活動に要する時間についても、一定の要件のもとに保障する必要がある。

4 会計年度任用職員に関する取扱い

会計年度任用職員については、その勤務形態等に鑑み、常勤職員とは異なる取扱いをする必要があることから、以下のとおりとする。

また、「会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」（平成27年3月24日付26人委任第175号同意・承認）を別紙のとおり改正する。

- (1) 職務専念義務 免除しない
- (2) 報酬減額 免除しない

5 実施時期

令和4年6月1日

「会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」（平成27年3月24日付26人委任第175号同意・承認）の一部を下記のとおり改正する。

記

改 正 案					現 行				
会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について					会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について				
1 から 4 まで （現行のとおり）					1 から 4 まで （略）				
5 改正年月日 令和4年6月1日（当初申請 「平成27年4月1日」）					5 改正年月日 令和3年4月1日（当初申請 「平成27年4月1日」）				
【別表】					【別表】				
項番	承認 番号等	項目	職務専念 義務	報酬減額	項番	承認 番号等	項目	職務専念 義務	報酬減額
1 から 8 まで （現行のとおり）					1 から 8 まで （略）				
9	4人委 任第〇 号	国際競技大会に選手等として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて	免除しない	免除しない					

4 交 職 第 3 4 4 号
令和 4 年 5 月 2 6 日

東京都人事委員会 殿

東京都交通局長
武市玲子
(公印省略)

国際競技大会に選手等として参加する職員の職務専念義務の免除について（協議）

このことについて、下記のとおり、「職員の職務に専念する義務の免除に関する規則」（昭和27年東京都人事委員会規則第1号）第2条第7号に基づいて、職員の職務に専念する義務を免除することとしたいので、同規則第3条の規定に基づき、意見を求めます。

記

1 職務専念義務の免除の基準

(1) 対象職員

- ア オリンピック・パラリンピックの日本代表選手である者
- イ オリンピックについては公益財団法人日本オリンピック委員会の、パラリンピックについては競技団体の強化指定選手である者
- ウ 国際競技大会に出場又は国民体育大会等全国大会で優勝相当の実績を有し、直近のオリンピック・パラリンピックにおいて日本代表選手となる可能性を有する者として競技団体から証明を受けた者
- エ ア、イ及びウに該当する者（パラリンピックに限る。）の指導を行う者又は競技時における行動を補助する者（以下「指導者等」という。）として競技団体から証明を受けた者
- オ アからエに準ずる者として、任命権者の認める者

※ 会計年度任用職員は、対象職員から除く。

(2) 内容

- ア オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会に選手又は指導者等として参加する場合
- イ 公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会又は競技団体からの招集を受けて、オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会への参加に密接に関連する強化合宿、大会等に選手又は指導者等として参加する場合
- ウ オリンピック・パラリンピックに準ずる国際競技大会への参加など、ア及びイに準ずるものとして、任命権者の認める場合

(3) 期間

公務に支障のない範囲で、1 (2) ア、イ及びウに参加する場合の必要最小限度の日及び時間

2 申請理由

東京都は、東京2020大会のレガシーを発展させ、スポーツ気運の更なる向上やスポーツの裾野の拡大、パラスポーツの振興による共生社会の実現に取り組んでいる。今後、職員によるオリンピック・パラリンピックやそれに準ずる国際競技大会の参加、パラアスリートの指導・補助を積極的に支援することは、これらの東京都の施策に合致するものである。

また、オリンピック・パラリンピックやそれに準ずる国際競技大会の代表選手に選出されて本大会、予選大会に出場するまでには、その過程で様々な国内外の強化合宿、大会等へ参加し、優秀な競技能力を実証したり、競技力を向上させることが必要であり、こうした活動に要する時間についても、一定の要件のもとに保障する必要がある。

3 会計年度任用職員に関する取扱い

会計年度任用職員については、その勤務形態等に鑑み、常勤職員とは異なる取扱いをする必要があることから、以下のとおりとする。

- ・職務専念義務 免除しない

4 実施時期

令和4年6月1日

「会計年度任用職員の職務専念義務の免除について」（平成27年3月24日付26人委任第175号同意）の一部を下記のとおり改正する。

記

改 正 案				現 行			
会計年度任用職員の職務専念義務の免除について				会計年度任用職員の職務専念義務の免除について			
1 から 3 まで （現行のとおり）				1 から 3 まで （略）			
4 改正年月日 令和4年6月1日				4 改正年月日 平成32年4月1日			
【別表】				【別表】			
項番	承認 番号等	項目	職務専念義務	項番	承認 番号等	項目	職務専念義務
1から15まで （現行のとおり）				1から15まで （略）			
16	4人委 任第〇 号	国際競技大会に選手等として参加 する職員の職務専念義務の免除の 取扱いについて	免除しない				

東京都人事委員会 殿

東京都水道局長

古谷 ひろみ

(公印省略)

国際競技大会に選手等として参加する職員の職務専念義務の免除について（協議）

このことについて、下記のとおり、「職員の職務に専念する義務の免除に関する規則」（昭和 27 年東京都人事委員会規則第 1 号）第 2 条第 7 号に基づいて、職員の職務に専念する義務を免除することとしたいので、同規則第 3 条の規定に基づき、意見を求めます。

記

1 職務専念義務の免除の基準

(1) 対象職員

ア オリンピック・パラリンピックの日本代表選手である者

イ オリンピックについては公益財団法人日本オリンピック委員会の、パラリンピックについては競技団体の強化指定選手である者

ウ 国際競技大会に出場又は国民体育大会等全国大会で優勝相当の実績を有し、直近のオリンピック・パラリンピックにおいて日本代表選手となる可能性を有する者として競技団体から証明を受けた者

エ ア、イ及びウに該当する者（パラリンピックに限る。）の指導を行う者又は競技時における行動を補助する者（以下「指導者等」という。）として競技団体から証明を受けた者

オ アからエに準ずる者として、任命権者の認める者

※ 会計年度任用職員は、対象職員から除く。

(2) 内容

ア オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会に選手又は指導者等として参加する場合

イ 公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会又は競技団体からの招集を受けて、オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会への参加に密接に関連する強化合宿、大会等に選手又は指導者等として参加する場合

ウ オリンピック・パラリンピックに準ずる国際競技大会への参加など、ア及びイに準ずるものとして、任命権者の認める場合

(3) 期間

公務に支障のない範囲で、1 (2) ア、イ及びウに参加する場合の必要最小限度の日及び時間

2 申請理由

東京都は、東京2020大会のレガシーを発展させ、スポーツ気運の更なる向上やスポーツの裾野の拡大、パラスポーツの振興による共生社会の実現に取り組んでいる。今後、職員によるオリンピック・パラリンピックやそれに準ずる国際競技大会の参加、パラアスリートの指導・補助を積極的に支援することは、これらの東京都の施策に合致するものである。

また、オリンピック・パラリンピックやそれに準ずる国際競技大会の代表選手に選出されて本大会、予選大会に出場するまでには、その過程で様々な国内外の強化合宿、大会等へ参加し、優秀な競技能力を実証したり、競技力を向上させることが必要であり、こうした活動に要する時間についても、一定の要件のもとに保障する必要がある。

3 会計年度任用職員に関する取扱い

会計年度任用職員については、その勤務形態等に鑑み、常勤職員とは異なる取扱いをする必要があることから、以下のとおりとする。また、「会計年度任用職員の職務専念義務の免除について」（平成27年3月24日付26人委任第175号同意）を別紙のとおり改正する。

- ・職務専念義務 免除しない

4 実施時期

令和4年6月1日

「会計年度任用職員の職務専念義務の免除について」（平成27年3月24日付26人委任第175号同意）の一部を下記のとおり改正する。

記

改 正 案				現 行			
会計年度任用職員の職務専念義務の免除について				会計年度任用職員の職務専念義務の免除について			
1 から 3 まで （現行のとおり）				1 から 3 まで （略）			
4 改正年月日 令和4年6月1日				4 改正年月日 平成32年4月1日			
【別表】				【別表】			
項番	承認 番号等	項目	職務専念義務	項番	承認 番号等	項目	職務専念義務
1 から 15 まで （現行のとおり）				1 から 15 まで （略）			
16	4人委任 第〇号	国際競技大会に選手等として参加する職 員の職務専念義務の免除について	免除しない				

東京都人事委員会 殿

東京都下水道局長
奥山 宏二
(公印省略)

国際競技大会に選手等として参加する職員の職務専念義務の免除について（協議）

このことについて、下記のとおり、「職員の職務に専念する義務の免除に関する規則」（昭和27年東京都人事委員会規則第1号）第2条第7号に基づいて、職員の職務に専念する義務を免除することとしたいので、同規則第3条の規定に基づき、貴職の意見を求めます。

記

1 職務専念義務の免除の基準

(1) 対象職員

- ア オリンピック・パラリンピックの日本代表選手である者
 - イ オリンピックについては公益財団法人日本オリンピック委員会の、パラリンピックについては競技団体の強化指定選手である者
 - ウ 国際競技大会に出場又は国民体育大会等全国大会で優勝相当の実績を有し、直近のオリンピック・パラリンピックにおいて日本代表選手となる可能性を有する者として競技団体から証明を受けた者
 - エ ア、イ及びウに該当する者（パラリンピックに限る。）の指導を行う者又は競技時における行動を補助する者（以下「指導者等」という。）として競技団体から証明を受けた者
 - オ アからエに準ずる者として、任命権者が認める者
- ※ 会計年度任用職員は、対象職員から除く。

(2) 内容

- ア オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会に選手又は指導者等として参加する場合
- イ 公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会又は競技団体からの招集を受けて、オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会への参加に密接に関連する強化合宿、大会等に選手又は指導者等として参加する場合

ウ オリンピック・パラリンピックに準ずる国際競技大会への参加など、ア及びイに準ずるものとして、任命権者が認める場合

(3) 期間

公務に支障のない範囲で、1 (2) ア、イ及びウに参加する場合の必要最小限度の日及び時間

2 申請理由

東京都は、東京2020大会のレガシーを発展させ、スポーツ気運の更なる向上やスポーツの裾野の拡大、パラスポーツの振興による共生社会の実現に取り組んでいる。今後、職員によるオリンピック・パラリンピックやそれに準ずる国際競技大会の参加、パラアスリートの指導・補助を積極的に支援することは、これらの東京都の施策に合致するものである。

また、オリンピック・パラリンピックやそれに準ずる国際競技大会の代表選手に選出されて本大会、予選大会に出場するまでには、その過程で様々な国内外の強化合宿、大会等へ参加し、優秀な競技能力を実証したり、競技力を向上させることが必要であり、こうした活動に要する時間についても、一定の要件のもとに保障する必要がある。

3 会計年度任用職員に関する取扱い

会計年度任用職員については、その勤務形態等に鑑み、常勤職員とは異なる取扱いをする必要があることから、以下のとおりとする。また、「会計年度任用職員の職務専念義務の免除について」（平成27年3月24日付26人委任第175号同意）を別紙のとおり改正する。

- ・ 職務専念義務 免除しない

4 実施時期

令和4年6月1日

「会計年度任用職員の職務専念義務の免除について」（平成27年3月24日付26人委任第175同意）の一部を下記のとおり改正する。

記

改 正 案				現 行			
会計年度任用職員の職務専念義務の免除について				会計年度任用職員の職務専念義務の免除について			
1 から 3 まで （現行のとおり）				1 から 3 まで （略）			
4 改正年月日 令和 4 年 6 月 1 日				4 改正年月日 平成 32 年 4 月 1 日			
【別表】				【別表】			
項番	承認 番号等	項目	職務専念義務	項番	承認 番号等	項目	職務専念義務
1 から 15 まで （現行のとおり）				1 から 15 まで （略）			
16	4人委任 第〇号	国際競技大会に選手等として参加する職 員の職務専念義務の免除について	免除しない				